

事務費率の改定について

令和5年10月より消費税に関するインボイス制度が開始されます。始まると消費税の取り扱いにおいて、センターの経営に大きな影響を及ぼすことが想定されます。

※制度の詳細は国税庁等のホームページで確認できます。

シルバー人材センターと会員との間で行われる配分金の支払に関しては、仕入税額控除また免税事業者の扱いにより消費税納税の負担はありませんでした。

インボイス制度開始後は、課税事業者（シルバー）と免税事業者（会員）の取引では、課税事業者は「仕入税額控除」を受けられなくなります。会員の免税事業者としての扱いは変わりませんので、配分金が減ることはありませんが、センターとしては控除を受けることができないため、配分金に係る多額な消費税を納税することになります。税の負担額は制度開始後、数年単位で段階的に負担が大きくなっていく事が想定されます。

当センターでは今回のインボイス制度開始後の対応として、また物価高騰への対応も含めた財源確保のため、お客様よりご負担いただいている事務費率を10月より現在の10%から12%に引上げさせていただきます。センターとしては今後の受注の獲得や、より一層の就業開拓に努めます。

【作業後の料金支払いと配分金支払のイメージ】

